

# 大阪国際がんセンター公的研究費不正使用防止計画

平成 31 (2019) 年度

大阪国際がんセンター（以下「センター」という。）では、「大阪国際がんセンターにおける公的研究費の取扱いに関する規程」第 4 条第 2 項により、公的研究費の適正な運営及び管理を行うため、大阪国際がんセンター公的研究費不正使用防止計画を以下のとおり定めるものである。

## 1 運営・管理体制

### ① 最高管理責任者：総長

本センターにおける公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う。

### ② 統括管理責任者：臨床研究センター長

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理についてセンター全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

### ③ コンプライアンス推進責任者

各部署における公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ。

## 2 不正使用防止計画

### ①責任体系の明確化

不正発生の要因	不正使用防止計画
・時間が経過することにより、責任意識が低下する。	・各種会議やコンプライアンス研修等において、各責任者に対し責任体系、役割、責任及び権限の理解を促し、意識の向上を図る。また、各責任者の異動にあつては、引継等を確実にし、責任意識の低下を防止する。

### ②適正な運営及び管理の基盤となる環境の整備

不正発生の要因	不正使用防止計画
・公的研究費の事務処理手続きに関するルールが理解されていない。	・科研費の申請及び基本的な使用ルールを盛り込んだ「科研費ハンドブック（研究者用）」（文部科学省・日本学術振興会編集版）を配布。また、各手続きのマニュアルを作成し、周知することにより、適正運用の徹底を図る。
・コンプライアンスに対する関係者の意識が希薄である。	・研究者等に対し行動規範の周知徹底を図り、コンプライアンス研修を実施することで意識の向上を促す。また、研修後アンケートにより受講者の理解度を確認する。 ・全構成員から誓約書を徴取する。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的研究費の原資の大部分が税金によって賄われていることに対する意識が欠如している。</li> <li>・不適切な会計処理であっても、結果的に研究のために使用していれば許されるという認識の甘さがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究者等に研修を行い、意識の向上、情報共有を図る。</li> <li>・公的研究費の運営及び管理に関わるすべての研究者等を対象としてコンプライアンス教育の参加を義務付け、不正使用が犯罪であること、不正使用がもたらす影響等を説明する。</li> <li>・不正使用を行った場合は、氏名を公表することを基本とし、厳しい処分を行う。</li> <li>・不正使用防止について、定例会議・広報誌等で繰り返し周知する。</li> </ul>
--	---

③不正を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定及び実施

不正発生の要因	不正使用防止計画
<ul style="list-style-type: none"> <li>・規程・ルール等の理解不足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監査での指摘事項・文部科学省 HP 掲載の他施設の不正事案を参考にその防止策を検討、不正使用防止計画に加える。</li> </ul>

④公的研究費の適正な運営及び管理活動

不正発生の要因	不正使用防止計画
<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度末に予算執行が集中し、事務担当者の業務が多忙となり管理が不十分になる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に予算執行状況を研究者に通知する。</li> <li>・繰越手続き、返還手続きなどを周知するとともに、適宜案内する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算執行状況や債務が適正に把握されていないため、年度末に予算執行が集中する等の事態が発生する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行うとともに、必要に応じて改善を求める。</li> <li>・特に執行率の悪い研究者等に対しては、ヒアリングを行い、研究費の繰り越しや返還等の指導を行う。</li> <li>・研究者等に対して、発注内容の記録等を行うよう指導し、事務部門による債務の把握を徹底する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究と直接関係のない物品や当該研究費の用途目的と全く関係のない物品を購入している可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当職員による納品事実の確認の際に、疑義が生じた物品については、発注者に購入目的の確認等を行う。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発注段階での財源特定がなされていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発注段階での財源特定を徹底するよう、コンプライアンス研修会等で指導・注意喚起を行う。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・取引業者が研究者と必要以上に密接な関係を持つことが癒着を生み、不正取引に発展する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の業者との密な取引がないか注視するため、必要に応じて債務確認をするなど取引状況の確認を行う。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取引回数、取引金額が一定の基準を超える取引業者に対し、別紙「誓約書」の提出を求める。</li> <li>・不正な取引を行った業者については、「地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程」等に基づき、最長3年間の取引停止等の措置を講ずることができることを周知するとともに、他の業者へも注意喚起を行う。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常勤の出勤状況の実態が確認できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事動態システムにより研究者等の出退勤状況を事務担当者が管理し、不定期により実態調査等を実施する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・出張日程の確認、根拠書類の確認が不十分。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究者等が行う出張について、財源に関わらず、復命書及び出張の事実を証明する書類の提出を義務化する。</li> </ul>

#### ⑤情報の伝達を確保する体制の確立

不正発生の要因	不正使用防止計画
<ul style="list-style-type: none"> <li>・通報窓口が判りにくいため、不正が潜在化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通報窓口を設置し、ホームページやハンドブック「公的研究費の適正な使用について」等で公表し周知する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用ルール等の統一が図られていないため、誤った解釈で経費が執行される恐れがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口において、研究者等からの相談や質問を受け付ける。また、受け付けた質問等を取りまとめたQ&amp;A集等を作成し、院内掲示板等により周知することで、経費のより適正な執行を図る。</li> <li>・公的研究費取扱者用の執行マニュアルを作成し、執行ルールの統一化を図る。</li> </ul>

#### ⑥モニタリングの充実

不正発生の要因	不正使用防止計画
<ul style="list-style-type: none"> <li>・不正使用の防止を推進する体制の検証及び不正使用発生要因に着目したモニタリングが不十分であるため、不正発生のリスクが存在する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部監査体制を強化し、抜き打ち監査を実施する。</li> <li>・監査室は、不正行為防止計画推進委員会と連携して不正使用防止体制の検証を行い、リスクの除去・低減を図る。</li> </ul>

(別紙)

大阪国際がんセンター 総長 殿

誓約書

当社は、大阪国際がんセンターとの取引に当たり、下記の事項を遵守して、不正行為に関与しないことをここに誓います。また、当社に不正が認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。

記

1. 大阪府立病院機構及び大阪国際がんセンター（以下「貴センター」という。）が定めた規程等の使用ルール、その他の関係する法令・通知等を遵守し、いかなる不正取引、不適切な契約を行わないこと。
2. 貴センターが公的研究費に関して実施する監査等にして、取引帳簿等の閲覧・提出等の要請があった場合には可能な限り、これに協力すること。
3. 貴センターの研究者等から、不正な要求があった場合には、貴センターの通報窓口へ連絡すること。

平成 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

社 名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印